

No.	項目など	ご意見内容	意見に対する考え方	
1	目標4 支えあい、共生する地域をつくる 施策15 移動の確保	障がいのある人達が、皆と同じように充実した生活を送るためには、移動支援もしくは行動援護のサービスを学生の時から利用できるように市として取り組んで頂きたい。 そして、市から利用者に対し、選択肢を増やすことができるように、既存の福祉サービス以外の導入の検討をお願いします。	障がいのある人が自由に社会参加するために、移動支援には、個別給付サービスとして同行援護、行動援護、重度訪問介護、居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）があり、また市が実施主体として行う地域生活支援事業の移動支援事業があります。利用者のニーズや状況に応じて、必要な障がい福祉サービスを支給しており、社会情勢の変化や多様な個別ニーズに柔軟に対応できるよう、地域生活支援事業における移動支援事業の充実を今後も進めてまいります。	既に原案に記載済み P67・68
2	目標3 毎日の生活を支える 施策7 相談支援と情報提供の充実	湖南市の福祉サービスが、今現在最先端のことをして頂いているかどうか利用者が知る機会を作ってほしいです。	障がいのある人とその家族が、必要なサービスを利用して、自分らしく安心して毎日の生活が送れるよう、総合的な相談支援体制の強化と情報提供の充実を図ってまいります。	既に原案に記載済み P48・49
3	目標4 支えあい、共生する地域をつくる 施策14 コミュニケーション支援の充実	専任手話通訳設置は、果たして社会生活での自立と参加に必要なコミュニケーション支援の為だけだろうか。障がいのある人だけでなく、障がい者を取りまく家族や地域の隣人等への啓蒙の為にも必要であると考えます。	施策目標では、「意思疎通のしづらさがあっても、地域での暮らしのなかでコミュニケーションを図ることができる」としており、意思疎通支援事業を担う支援者のみで支えるのでは無く、地域で支える風土づくりが必要であると考えており、聴覚障がいのある人への理解を広げるためにも手話奉仕員養成講座を開催しています。	既に原案に記載済み P65・66
4	目標4 支えあい、共生する地域をつくる 施策14 コミュニケーション支援の充実	タブレット端末が使えない聴覚障がい者に対して支援を考えるのであれば、対面式の手話通訳者が必要であって、そういうソフト面での支援にあたる人の身分保障および勤務形態の拡充が必要であると考えます。	タブレットを活用した意思疎通支援は、ビデオオペレーターとの3者間通訳であり、手話通訳者でない職員が積極的にコミュニケーション支援を行うために導入したものであり、職員一人ひとりが聴覚に障がいのある人とのかかわりの中で、その特性を理解し、必要な支援を考える機会としております。	その他
5	目標4 支えあい、共生する地域をつくる 施策14 コミュニケーション支援の充実	手話言語は、発達支援の為だけでなく、手話言語の社会的認識、一人ひとりの聴覚障がい者の選択肢の1つとして考えるべきで、手話言語の普及を目的とした手話言語法の制定が必要と考える。	令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、手話言語法の立法を含めた手話に関する施策の一層の充実の検討が進められており、今後の国および県の動向を踏まえ市としての施策の検討を進めます。	原案に反映できないもの

No.	項目など	ご意見内容	意見に対する考え方	
6		障がい者を大きく分けて、情報保障ができていない身体障がい者の面を考慮して策定委員に湖南省聴覚障害者代表を1人入れるべきであるとする。障がい者団体に加えられてしまうが、他の障がい者団体に聴覚障がい者問題を理解してもらえない。	湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員は、多面的な意見を集約する場として22名の委員で組織しており、今回の計画策定委員会には、当事者団体からは3名が推薦により就任いただき、公募委員の募集も行いました。	その他
7	第1章 この計画について 1. 計画の目的 (1) 計画策定の背景	※1 医療ケアの説明について少し違うように思います。医療的ケアとは、自宅で家族等（本人が行うこともある）が日常的に行う医療的生活援助行為のことです。同じ内容でも医師や看護師が行う医療行為とは、区別されます。日常生活において家族が24時間365日行うということに対して負担が大きくなり、支援が必要となってきます。	ご指摘の通り、医師や看護師が行う行為は、「医療行為」とされておりますので、「※1 医療的ケアとは、医師の指導の下に、家族等が日常的に行う、たんの吸引や経管栄養、導尿などの生活援助行為のこと。」に修正します。	原案を修正するもの
8	第2章 湖南省の障がい福祉の現状と課題 2. 調査結果等からみえた湖南省の課題	この計画を策定するにあたり、障がいのある人やその家族に行ったアンケート調査について。医療的ケア児の項目がありましたが、その結果がこの計画の中に入らないのはなぜでしょうか。	当事者アンケート結果については、計画公表時に「湖南省障がい者計画等見直しのための障がい者福祉に関するアンケート調査結果報告書」も併せて公表します。	原案に反映できないもの
9		医療的ケア児支援法ができたこともあり、ケア児に関する記載が多く、とてもうれしかったのですが、他市では、災害時にどう避難するかなど、計画を立ててもらっているという話も聞きます。まずは、対象者数、ケアの種類、どういう状態の子どもなのか、湖南省側がしっかり把握することが大切だと思います。市内の子どもの調査をお願いします。	現在甲賀福祉圏域において、医療的ケアを要する人の医療提供体制・災害支援体制・在宅療養支援体制について検討を進めており、今後は、課題解決に向け、必要な調査を関係機関が連携して実施していきます。	その他

No.	項目など	ご意見内容	意見に対する考え方	
10	施策3 教育・保育の充実	医療的ケア児の受入れがある保育園・幼稚園を視察する、施設を視察する、県の医療的ケア児者についての研修を担当課の職員・保健師・公立園の保育士が毎年継続的に受講するなど、医療的ケア児の理解をすすめるため、少しでもできることをこの計画に書き込んで、医療的ケア児への理解をすすめたり、支援体制をつくって行って頂けたらと思います。	教育・保育に関わる加配者の質的な向上も含めた体制づくりを進め、個々の状況に応じて、関係機関・民間団体が密に連携し、切れ目のない支援体制づくりを進めるとともに、保育所や学校などでの医療的ケア児の受入れ支援体制の拡充を図ってまいります。 また、併せて保健、医療、障がい福祉、保育、学校等に関わる職員が積極的に必要な研修に参加し理解を深めてまいります。 具体的な施策として、市では「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業」を実施し、保護者の送迎に係る負担軽減と通学のしやすさの向上を図っています。	既に原案に記載済み P36・37
11	目標1 一人ひとりの発達・成長を支援する	※7 インクルーシブ教育の説明がこの場合、不適切。 「施策3 教育・保育の充実」では、障がいのあるなしに関わらず、学び育つことを基本とし、教育の場において合理的配慮に基づいた環境整備を行います。互いに人格と個性を尊重し、支えあい人々の多様な在り方を認めあえることをめざします。」ときちんと書いてあります。 湖南省市として、子どもたちと共生社会を目指していくことがきちんと言われているのに、※7の文章は、障がいを欠陥ととらえ、それを克服してこそ、社会参加ができる、と条件をつけられているようで、全くインクルーシブではありません。 この場にふさわしい注釈を考えてもらえたらと思います。	ご指摘のとおり、注釈は「インクルーシブ教育システム」の説明となっており、「※7インクルーシブ教育とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える共生社会の形成を目的として、障がいのあるなしなどに関わらず、すべての子どもを包含する教育方法」に修正します。	原案を修正するもの
12	施策3 教育・保育の充実 第5章 湖南省市障がい福祉福祉計画・障がい児福祉計画 (6) 障がい児支援の提供体制の整備	医療的ケア児コーディネーターを湖南省市の行政の中に置いてください。 医療的ケア児について、どこの課が中心となって対応するのかをはっきりと示してください。	医療的ケア児等に関するコーディネーターは、甲賀福祉圏域で既に1名を配置しています。 併せて今後も引き続き、保健、医療、障がい福祉、保育、学校等に関わる職員が積極的に必要な研修に参加し理解を深めてまいります。 また、個々の状況に応じて、関係機関・民間団体が密に連携し、切れ目のない支援体制づくりを進めてまいります。	既に原案に記載済み P36 P80